

弥彦村U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、弥彦村の定住人口の増加を促進するため、新潟県内にU・Iターンにより就職する者が、弥彦村内の賃貸住宅に入居する場合において、賃貸住宅家賃について予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、弥彦村補助金等交付規則(昭和33年弥彦村規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 住民登録 弥彦村の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 定住 弥彦村に住民登録を行い、生活基盤を有する者で、勤務先の人事異動等により、将来、弥彦村外へ転出する見込みがないこと。
- (3) U・Iターン者 新潟県外から定住する意思をもって弥彦村に転入して住民登録した者をいう。
- (4) 常勤労働者 雇用期間の定めがなく雇用される労働者及び一定の雇用期間を定めて雇用される労働者のうち、雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者(1週間の所定労働時間30時間以上であるパートタイム労働者を含む。)をいう。
- (5) 賃貸住宅 一戸建て住宅又は集合住宅で、当該賃貸住宅の所有者との賃貸借契約を締結し、当該賃貸住宅の賃借人が自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、公営住宅や雇用促進住宅等の公共的住宅、社宅、官舎、寮等の給与住宅を除く。
- (6) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料(管理費、共益費、町内会費、駐車場料金等を除く。)の月額から事業所等より支給される住宅手当等を除いた額をいう。
- (7) 村税等 村民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、上下水道使用料、保育料、給食費等をいう。

(補助対象者)

第3条 弥彦村U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付要綱(以下、「補助金」という。)の交付対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) Uターン者・Iターン者
- (2) 弥彦村に住民登録をした者で、住民登録をした日から60日間を経過していない者

(3) 新潟県内の企業等に就職している常勤労働者、村内で新規に農業に就業する者又は村内で新規に個人事業を営む者（ただし、公務員及び生活保護世帯及び暴力団等の反社会勢力関係者は除く。）

(4) 生計を一にする世帯全員が納付すべき納期限の到来した村税等を完納している者

(5) 他の公的制度による家賃助成を受けていない者

(6) 世帯に属するものいずれもが過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない者

2 前項の規定にかかわらず、企業等の人事異動等により村内に定住しないことが明らかであると村長が認める者は、補助金の交付対象としないものとする。

（補助金の額及び交付期間）

第4条 1世帯1箇月当たりの補助金の額は、賃貸住宅家賃から住宅手当等を控除した額の3分の1の額とし、15,000円を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前項の交付期間は、1年度目の交付決定のあった月以降の家賃を満額支払った月から24月間とする。なお、入居期間が1月に満たない月の家賃（日割り家賃）は交付対象外とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(1) 弥彦村U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 弥彦村U・Iターン促進住宅支援事業補助金就労経歴書（様式第2号）

(3) 常勤労働者の場合、就労証明書（様式第3号）

(4) 個人事業主の場合は、開業・廃業等届出書の写し又は営業が証明できる書類

(5) 農林水産業に就業する者の場合は、就労が証明できる書類

(6) 世帯全員の住民票の写し

(7) 申請者及び同一世帯全員が前住所地での市町村税等の滞納がないことを証する書類

(8) 賃貸住宅契約書の写し又は賃貸住宅の家賃が分かるもの

(9) その他村長が必要と認める書類

2 2年度目以降の申請は、前項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第2号中「住民登録をした日から60日間」とあるのは「申請年度の4月1日から60日間」と読み替えるものとする。

3 前項に規定する2年度目以降の申請においては、第1項第6号及び第7号の書類の添付を省略することができる。

(交付決定)

第6条 村長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することと決定したときは弥彦村U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、補助金を交付しないことと決定したときは弥彦村U・Iターン促進住宅支援事業補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請書の内容に変更が生じた場合は、弥彦村U・Iターン促進住宅支援事業補助金内容変更兼変更交付申請書(様式第6号)に関係書類を添えて、村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の申請により補助金の額又は補助金の交付期間を変更することと決定したときは、弥彦村U・Iターン促進住宅支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により当該交付決定者に通知するものとする。

3 前2項の規定により補助金の交付期間を短縮する場合において、転居等により家賃の満額を支払わない月があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付請求等)

第8条 交付決定者は、毎年、次に掲げる期限までに、弥彦村U・Iターン促進住宅支援事業補助金実績報告書兼請求書(様式第8号)に家賃納入証明書(様式第9号)を添えて、村長に提出しなければならない。

(1) 4月分から7月分までを8月20日までに提出

(2) 8月分から11月分までを12月20日までに提出

(3) 12月分から3月分までを4月20日までに提出

2 村長は、前項の報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定したときは、請求があった月の翌月の末日までに交付決定者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により交付するものとする。

(補助金の返還等)

第9条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、弥彦村U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付決定者が村外へ転出したとき。

(2) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったと認めるとき。

(3) 第3条第2項の規定に該当すると認めるとき。

(4) 村税等を滞納しているとき。

(5) その他村長が必要と認めるとき。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 村長は、前2項の規定により交付決定者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

(補助金の重複交付の禁止)

第10条 補助金の交付を現に受けている者又は既に受けた者は、新たに補助金の交付を受けることができない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日要綱第16号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。